弘前版図柄入りナンバープレート

デザイン案募集要項

平成３０年８月１日

弘前ナンバー導入実行委員会

１ 要旨

(1)　弘前地域の地域振興・観光振興や、地域の連携強化・一体感の醸成を目的として、国土交通省が策定した「地方版図柄入りナンバープレート」制度に基づき、地域イメージを表現するナンバープレートのデザインを国土交通省へ提案するため、その「デザイン案」を募集します。

(2)　弘前ナンバーを導入する弘前市と西目屋村は「弘前版図柄入りナンバープレート」の導入を目指すことで合意し、2 市村の経済団体や行政で構成する「弘前ナンバー導入実行委員会」にて、「デザイン案」の募集及び選考を実施することとなりました。

(3)　弘前ナンバー地域の特色、豊富な地域・観光資源や地域イメージ、こうあってほしいという地域の将来像など、自動車ユーザーの皆様が、自らの自動車につけたくなるような、素敵なデザインの応募をお待ちしております。

(4)　「デザイン案」の募集及び選考に係る事務局は、弘前市都市環境部都市政策課となります。

【参考】青森県内のナンバープレート

①　【青森ナンバー】地区（白色部分）：２４市町村で構成

青森市、黒石市、五所川原市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、鰺ヶ沢町、深浦町、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、横浜町、大間町、東通村、風間浦村、佐井村

②　【八戸ナンバー】地区（青色部分）：１４市町村で構成

八戸市、十和田市、三沢市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、七戸町、おいらせ町、東北町、六戸町、六ヶ所村

③　**【弘前ナンバー】地区**（赤色部分）：**2市村で構成**

弘前市、西目屋村

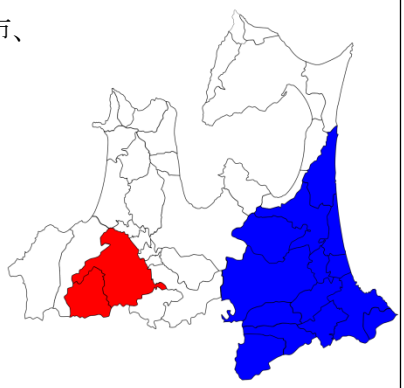

２「地方版図柄入りナンバープレート」制度の概要

（1） 交付地域の単位

地域名表示の追加（弘前ナンバー）を単位としたものです。

（2） 交付時期

平成 32 年度中に交付される予定です。

（3） ナンバープレートの種類

① 図柄は、**1種類となります。**

② 通常のナンバープレートに加え、**希望者は、A寄付金なし（図柄はモノトーン）**と、**B寄付金あり（フルカラー）**の**2つから選択できます。**

種類	通常の ナンバープレート	A寄付金なし （モノトーン）	B寄付金あり （フルカラー）
図柄			

（4） 対象とする車種及びナンバープレート

① **登録自動車（自家用及び事業者）**及び**軽自動車（自家用）**（二輪を除く。）が対象となります。

② 新車のみならず、既存のナンバープレートからの取り付けが可能です。

③ 登録自動車の事業用図柄入りナンバープレートには、外枠に「緑色」の縁取が入り、軽自動車の自家用図柄入りナンバープレートには、外枠に「黄色」の縁取が入ります。

対象車種	登録自動車 （自家用）	登録自動車 （事業用）	軽自動車 （自家用）
通常の ナンバープレート			
地方版図柄入り ナンバープレート （寄付金あり）			
地方版図柄入り ナンバープレート （寄付金なし）			

（5） 図柄の選考基準

① ナンバープレートの書体や大きさ等を変更するものではなく、視認性が十分確保されていること等が必要です。

② 他者の権利（著作権、商標登録など）を侵すものでなく、公序良俗に反するおそれ

があるものでないこと等の基準を満たす必要があります。

(6) 寄付金

寄付金は、その地域の「観光に資する事業」や「自動車交通サービスの改善」等の事業に充当されます。

３ 応募

(1) 応募期間

平成 30 年 8 月 1 日（水）から 8 月 31 日（金）17 時まで

(2) 応募資格

① 日本在住（少なくとも、「デザイン案」を応募する日から、図柄入りナンバープレートが交付されるまでの間）の個人。

② 国籍・年齢・経験・受賞歴の有無等は問いません。

(3) 応募点数

１人３点まで応募できます。

(4)「デザイン案」の条件

「デザイン案」は、次の①～⑤の条件をすべて満たすものとします。

① 「デザイン案」はナンバープレートの背景のデザインであって、ナンバープレートの形状、ナンバープレートに表示される文字や数字の書体等を変更しないこと。

② 地域をイメージできるものであって、次のいずれか１つ以上に該当するもの。

ア 図柄入りナンバープレートが、自動車のデザインと調和したものであること。

イ 図柄入りナンバープレートが、取り付けられた自動車と、それぞれの地域の街並みや景観が調和したものであること。

ウ 導入地域内の方が愛着や所有する喜びを感じられるもの。

エ 導入地域外の方が注目するようなもの。

オ 老若男女が好感を持てるもの。

③ ナンバープレートのデザインが次のいずれにも該当しないものであること。

ア 政党その他の宗教団体、宗教に関連するもの（ただし、歴史的、文化的又は美術的な価値を有するものその他ナンバープレートの背景のデザインとすることにつき、広く住民の理解を得られるようなものを除く。）。

イ 特定の企業の営利活動を目的とするもの。

ウ 個人、団体の名誉を傷つける恐れがあるもの。

エ 国の利益や他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるもの。

オ 特定の人物をモチーフとするもの（ただし、国民に広く親しまれ、歴史的にもその評価が定まっている人物を表象するものを除く。）。

カ 他者の権利（著作権、商標登録など）を侵すおそれがあるもの。

キ 公序良俗に反するおそれがあるもの。

ク その他ナンバープレートの公的な性格にふさわしくないもの。

④ 応募者が特定できる情報が入っていないものであること。

⑤ ナンバープレートに印字される文字や数字と重なる部分に濃い色を使用していないなど、ナンバープレートとしての視認性が十分確保されているものであること。

(5) 作成方法

次のいずれかの方法で、作成・提出してください。

【A】イラストレーターによる作成の場合

ア　「イラストレーター様式（イラストレーター形式［CS～CC］の電子ファイル）」は、弘前市都市政策課のホームページからダウンロードして使用してください。

イ　イラストレーター様式には、「中型標板（前部）」「中型標板（後部）」「大型標板（前部）」「大型標板（後部）」の４つの枠がありますが、そのすべてにデザインを作画してください。

ウ　提出する際は、「イラストレーター様式」及び「ＰＤＦ形式の電子ファイル」を提出してください。

エ　提出用の「ＰＤＦ形式の電子ファイル」を作成する際は、「縁縁レイヤー」の表示／非表示を切り替えることにより、「縁縁なし」及び「縁縁あり」の２種類を作成してください。また、「寸法説明等」は非表示としてください。

※「イラストレーター様式」の使用にあたっては、別添「イラストレーターによる作成について」をご覧ください。

【Ｂ－１】手書き・ワードによる作成の場合

ア　手書きで作成する場合には、「手書き等様式」を、弘前市都市政策課のホームページからダウンロードし、Ａ４サイズで印刷の上、使用してください。「手書き等様式」は、弘前市役所都市政策課及び西目屋村総務課にも置いています。

イ　ワード等で作成する場合には、「手書き等様式」を、弘前市都市政策課のホームページからダウンロードし、Ａ４サイズで、使用してください。

ウ　「手書き等様式」の枠の位置・縮尺は変更しないでください。

※「手書き等様式」の使用にあたっては、別添「手書き・ワードによる作成について」をご覧ください。

【Ｂ－２】その他画像処理ソフトによる作成の場合

ア　その他画像処理ソフト（ペイント、フォトショップなど）で作成する場合は、「手書き等様式」や参考データ等を活用してください。

イ　参考データ等のナンバープレートの縦横比は変更しないでください。

※その他画像処理ソフト等で作成する場合には、別添「その他画像処理ソフト等での作成について」をご覧ください。

【注意】フルカラー及びモノトーンの作品

ア　フルカラーで作成した作品を、モノトーンに置き換えたデザイン（「寄付金なし」のナンバー）で提出できる場合は、フルカラーとモノトーンの両方を提出してください（国土交通省へ提案する際の参考にさせていただくため）。

イ　提出できない場合は、フルカラーのみ提出してください。なお、フルカラーをモノトーンに置き換えたデザインを提出できるか否かは評価（審査）に一切影響しません。

ウ　フルカラーのデザインのみ提出した場合は、国土交通省において、提案されたデザインを元にモノトーンのデザインを作成します。

(6) 提出物

応募作品ごとに、以下の２点の提出物を提出してください。

① **応募用紙**

② **作品**（以下、表のとおり。）

提出作品	フルカラー（必須）		モノトーン（任意）※	
【A】 **イラストレーター**による作成の場合	**❶イラストレーター様式**	**❷ＰＤＦ形式**（「縁縁なし」及び「縁縁あり」）	**❸イラストレーター様式**	**❹ＰＤＦ形式**（「縁縁なし」及び「縁縁あり」）
【Ｂ－１】 **手書き・ワード**による作成の場合	**❶手書き等様式**		**❷手書き等様式**	
【Ｂ－２】 **その他画像処理ソフト**による作成の場合	**❶ＰＤＦ形式**		**❷ＰＤＦ形式**	

※フルカラーで作成した作品をモノトーンに置き換えたデザイン

(7) **提出先**

応募作品ごとに、以下のいずれかの方法で提出してください。

① **電子メール**

以下の電子メールアドレスに電子ファイルで送付してください。

toshiseisaku@city.hirosaki.lg.jp（弘前市都市環境部都市政策課）

② **郵送**

下記、担当あて提出してください。

〒036-8551　青森県弘前市上白銀町 1-1　弘前市都市政策課交通政策推進室

提出作品	**①電子メール**	**②郵送**
【A】 **イラストレーター**による作成の場合	提出物を電子メールにて提出してください。 ※作品データは、**ＺＩＰファイル**にまとめて保存。	提出物を**ＣＤ－Ｒ等に保存**し、郵送により提出してください。
【B―1】 **手書き・ワード**による作成の場合	提出物を電子メールにて提出してください。 ※手書きによる作成の場合には、**スキャンしてＰＤＦ形式**に保存。	提出物（作品はＡ４サイズ）を、郵送により提出してください。 ※ワードによる作成の場合には、**ＣＤ－Ｒ等に保存**。
【B－2】 **その他画像処理ソフト**による作成の場合	提出物を電子メールにて提出してください。 ※手書きによる作成の場合には、スキャンして**ＰＤＦ形式**に保存。	提出物を**ＣＤ－Ｒ等に保存**し、郵送により提出してください。

４ 選考

(1) **選考方法**

① 学識経験者やデザイナー等で構成する「選考委員会」を組織し、応募された「デザイン案」の中から、複数の「候補デザイン」を選考します。

② また、『人気投票』を実施し、複数の「候補デザイン」から最優秀賞１点と優秀賞２点を決定します。その際、最優秀作品を国土交通省への「提案デザイン」とします。

③ なお、「提案デザイン」が図柄入りナンバープレートの図柄として使用されるかどうかは、国土交通省が設置する有識者審査会の審査を経た上で、最終的に国土交通大臣が決定（指定）することとなります。

④ したがって、有識者審査会の審査により、視認性等の理由からナンバープレートに用いられないこととなった場合、「候補デザイン」の中から順次繰り上げて「提案デザイン」とすることを想定しています。

⑤　選考内容に関する問い合わせは受け付けません。

(2) 結果発表

①　「候補デザイン」は、『人気投票』の実施と併せて発表します。

②　『人気投票』の結果を踏まえ、「提案デザイン」である最優秀賞や優秀賞を発表します。

③　市ホームページ等で結果を発表するほか、最優秀賞や優秀賞の応募者に直接連絡します。個別のお問い合わせには応じかねます。

④　最優秀賞や優秀賞の作成者の氏名等については公表することを基本とします。

(3) 賞品

最優秀賞 1 点（「提案デザイン」）…5 万円、優秀賞 2 点…2 万円

5 留意事項

応募者は、以下の各事項について承諾した上で応募してください。本募集要項に記載した条件等を満たさない応募については、審査対象外となりますので、ご注意ください。

(1) 応募

①　応募の手続きは、日本語となります。

②　企業、学校など組織名義での応募はできません。

③　「デザイン案」の審査過程において、事務局へ来ていただく場合があります（その場合の交通費等の支給はしません。）。

④　「デザイン案」の審査や「提案デザイン」の決定にあたって、日本在住であることを確認するため、マイナンバーカード、運転免許証や住民票の写し等の提出をお願いすることがあります。

(2) 個人情報の取り扱い

①　応募者の個人情報については、応募や審査に関するご連絡その他審査事務に必要な範囲のみで使用します。

②　国土交通省その他審査事務に関わる第三者に必要な限度で提供することがあります。

(3) 知的財産権

①　「デザイン案」は、未発表でかつ著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に規定する権利を含む。以下同じ。）その他第三者の権利を侵害しないものに限ります（「提案デザイン」の決定前に「デザイン案」を公表してしまうと「未発表」とならなくなってしまうおそれがあるため、ご注意ください。）。

②　「デザイン案」に関する知的財産権その他の一切の権利の全部または一部について、応募後に第三者にこれを譲渡し、移転し、若しくは担保に供する等の処分をし、または出願・登録手続等を行っていることが判明したときは、応募を無効とすることがあります。

③　「提案デザイン」の決定にあたり、制作過程に関する情報や制作段階におけるスケッチ、デッサン等の関連資料を確認させていただく場合があります。また、「デザイン案」が、著作権その他第三者の権利を侵害していないことを応募者に立証していただく場合があります。

④　「提案デザイン」の決定後に、著作権侵害等の問題が判明した場合は、決定を取り消すことがあります。

⑤　「提案デザイン」に関する著作権、二次的使用権、その他一切の権利は、事務局に無償で譲渡するものとします。また、事務局は、譲渡された「提案デザイン」に関する著作権、二次的使用権、その他一切の権利を国土交通省に譲渡する場合があります。なお、「提案デザイン」の応募者は、事務局及び国土交通省並びにこれらの指定するものに対し、著作権人格権その他一切の人格権を行使しないものとします。

⑥　「提案デザイン」の決定にあたり、「提案デザイン」に関する著作権、二次的使用権、その他一切の権利の譲渡に係る所要の手続きをとる場合があります。

⑦　すべての「デザイン案」について、事務局は、広報・記録を目的とした資料、ホームページ等において無償でこれを使用できるものとします。

(4)「デザイン案」の修正

①　「デザイン案」について、視認性の確保等の観点から、事務局から「デザイン案」の応募者に修正を依頼する場合があります。

②　【Ｂ】手書き等で作成した作品は、「候補デザイン」として『人気投票』にかけられる場合に、事務局がデザイナー等にデータ化（イラストレーター様式で作成）を依頼しますが、色合いやデザイン・イラストの詳細が忠実に再現できない場合があります。

③　「提案デザイン」は、事務局及び国土交通省が補作・修正する場合があります。

(5) その他

①　「提案デザイン」の応募者には、広報活動等への協力をお願いすることがあります。

②　応募に要する費用はすべて応募者の負担となります。その他応募者が応募を行ったことにより被った損失・損害については責任を負いかねます。また、何らかの障害、事故等でデータファイルが開けない等の問題が発生した場合についても責任を負いかねます。

③　提出物はいかなる場合でも返却しません。なお、ご提供いただいた提出物の管理に万全の注意を払いますが、天災その他の不慮の事故等に基づく破損、紛失等については責任を負いかねますので、提出物に係るデータファイル等のバックアップは各自でご対応ください。

④　募集要項の内容も含め、応募に関する一切の事項は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとし、募集要項への同意にも関わらず応募に関して紛争が生じた場合には、青森地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることとします。

⑤　未成年者等の方が応募した「デザイン案」が、「提案デザイン」と決定された場合、著作権等の権利譲渡等に関して親権者等の法定代理人の同意書が必要になります。

⑥　募集要項に記載された事項（スケジュール、留意事項等）については、今後、事務局の判断により、変更または追加することがあります。その場合は、それまでに既に応募した方であってこれに同意できない方は、その応募を撤回できますが、応募に要した費用その他損失・損害等の負担には応じかねます。

6　お問い合わせ先（事務局）

弘前市都市環境部都市政策課

〒036-8551　青森県弘前市大字上白銀町 1-1

電　話：0172-35-1102

メール：toshiseisaku@city.hirosaki.lg.jp

※　お問い合わせは、電話（平日のみ　8:30～17:00）又はメールとさせていただきます。なお、電子メールでお問い合わせの場合、ファイルを添付したもの、特殊な形式のもの、特定の機種に依存する文字を使用したものには、対応できないことがあります。

※　お問い合わせが多数の場合、返答に時間がかかることがあります。

7　参考資料

(1)　応募用紙

(2)　イラストレーターによる作成について

(3)　手書き・ワードによる作成について

(4)　その他画像処理ソフトによる作成について

(5)　サイズ　「中型標板」「大型標板」縁縁あり

(6)　サイズ　「中型標板」「大型標板」縁縁なし

(7)　手書き等様式

(1)　応募用紙

「弘前版図柄入りナンバープレート」応募用紙

提出日	平成 30 年　　月　　日
作成方法	【イラストレーター】・【手書き等】 ※いずれかに○をつけてください
作品タイトル	
ふりがな	
氏　名	
住　所	〒
電話番号	
メールアドレス	
職　業 （学校名・学年）	
作品説明 （コンセプトやデザインに込めた思い等）	

※　電話番号（平日の日中に連絡がつくもの）及びメールアドレスは連絡が可能なものを記入してください。

私は、「弘前版図柄入りナンバープレートデザイン案募集要項」を確認し、全ての記載事項について承知、同意した上で、応募します。

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(2)　イラストレーターによる作成について

「弘前版図柄入りナンバープレート」
イラストレーターによる作成について

①　市のホームページから様式をダウンロードして使用してください。
②　データは、イラストレーターのバージョン CS 以上、CC 以下を使用して作成してください。
③　イラストレーターのカラーモードは CMYK カラーで作成してください。
④　デザインは良好な画質を得るため、少なくとも 350dpi 以上の解析度を推奨します。
⑤　デザインの中に応募者が特定できる情報を入れないでください。
⑥　デザイン内に文字が入る場合は、アウトライン化してください。
⑦　「寸法説明等」「ナンバーレイヤー」「縁縁レイヤー」「白下地レイヤー」「デザインレイヤー」の 5 つのレイヤーに分かれていますが、デザインは「デザインレイヤー」に作画してください。
⑧　「中型標板（前部）」「中型標板（後部）」「大型標板（前部）」「大型標板（後部）」の 4 つの枠がありますが、そのすべてにデザインを作成してください。ただし、すべて同一のデザインとし、標板のサイズにより縮尺のみ変更してください。
⑨　実際のナンバープレートは、「寸法説明等レイヤー」や「縁縁レイヤー」の内側が可視範囲になります。「ナンバーレイヤー」をご利用いただき、完成時の参考にしてください。
⑩　提出時の「ＰＤＦ形式の電子ファイル」を作成する際は、「縁縁レイヤー」の表示／非表示を切り替えることにより、「縁縁なし」及び「縁縁あり」の 2 種類を作成してください。また、「寸法説明等」は非表示としてください。
⑪　ＰＤＦ形式に保存等する際は、印刷を許可する設定にしてください。
⑫　「弘前版図柄入りナンバープレートデザイン案募集要項」を併せて確認してください。

(3)　手書き・ワードによる作成について

「弘前版図柄入りナンバープレート」
手書き・ワードによる作成について

①　手書きで作成する場合は、「手書き等様式」は、市のホームページからダウンロードし、Ａ４サイズで印刷の上、使用してください。「手書き等様式」は、弘前市役所都市政策課及び西目屋村役場等でも配架します。

②　ワード等で作成する場合には、「手書き等様式」を、市のホームページからダウンロードし、Ａ４サイズで、使用してください。

③　「手書き等様式」の枠の位置・縮尺は変更しないでください。

④　実際のナンバープレートの可視範囲は、白地のデザイン（自家用車等用）はプレートの実寸、縁縁のデザイン（事業用車用）は、縁縁の内側です。

⑤　「弘前版図柄入りナンバープレートデザイン案募集要項」を併せて確認してください。

(4)　その他画像処理ソフトによる作成について

「弘前版図柄入りナンバープレート」
その他画像処理ソフトによる作成について

①　その他画像処理ソフト（ペイント、フォトショップなど）で作成する場合は、「手書き等様式」や参考データ等を活用してください。
②　参考データ等のナンバープレートの縦横比は変更しないでください。
③　実際のナンバープレートの可視範囲は、白地のデザイン（自家用車等用）はプレートの実寸、縁縁のデザイン（事業用車用）は、縁縁の内側です。
④　ＰＤＦ形式に保存等する際は、印刷を許可する設定にしてください。
⑤　「弘前版図柄入りナンバープレートデザイン案募集要項」を併せて確認してください。

(5)　サイズ　「中型標板」「大型標板」縁縁あり

(6)　サイズ　「中型標板」「大型標板」縁縁なし

(7)　手書き様式

「弘前版図柄入りナンバープレート」手書き等様式

※　必ず「弘前版図柄入りナンバープレート　デザイン案募集要項」を確認した上で、以下の枠の中にデザインを描いてください。

※　本紙と併せて、応募用紙を作成して郵送、メール、持参のいずれかにて提出してください。

（提出先：〒036-8551　青森県弘前市大字上銀町 1-1　弘前市都市環境部都市政策課　mail：toshiseisaku@city.hirosaki.lg.jp）

氏　名	
作品タイトル	